



「上尾市・伊奈町広域消防運営計画(案)」への意見を募集

消防総務課 ☎775-11500  
☎775-12230

上尾市と伊奈町では、両市町の住民に、より良い消防サービスを提供できるように消防広域化の協議を行い、令和5年4月1日(土)の実現を目指して「上尾市・伊奈町広域消防運営計画」を策定します。このたび、その案がまとまりましたので、市民コメント制度に基づき、意見を募集します。

【計画(案)の公表・意見募集期間】7月1日(金)～31日(日) 【計画(案)・意見書の設置場所】消防総務課、各消防署・分署、市役所1階情報公開コーナー、各支所・出張所・公民館 ※市ホームページにも掲載します。

☎市内に在住・在勤・在学の人、市内に事務所・事業所・固定資産を有する人、利害関係者 【意見などの取り扱い】内容を検討し、策定の参考とする ※住所・氏名など個人が特定できる箇所を除き、意見と市の回答を市ホームページで公表します。個別には回答しません。

【提出方法】意見書に必要事項を記入して、直接か郵送(7月31日消印有効)またはファクス、メールで消防総務課(〒362-0013上尾村57、☎

コミュニティセンターの指定管理者を募集

市民協働推進課 ☎775-45339  
☎775-00007

現在の指定管理期間(2年間)が、令和5年3月31日(金)で終了します。令和5年4月1日～令和10年3月31日の施設の管理運営を行う指定管理者(法人その他の団体)を募集します。

☎申請書(7月1日(金)以降に市ホームページからダウンロード)に必要事項を記入して、8月22日(月)～26日(金)に直接、市民協働推進課へ ※詳しくは、募集要項をご覧ください。

市民体育館・平塚サッカー場の指定管理者を募集

スポーツ振興課 ☎781-8112  
☎775-6608

利用サービスのさらなる向上を目的に、令和5年4月1日～令和10年3月31日の管理運営を行う指定管理者(法人その他の団体)を募集します。

☎申請書(7月1日(金)以降に市ホームページからダウンロード)に必要事項を記入して、7月28日(木)～29日(金)に直接、スポーツ振興課へ ※詳しくは、募集要項をご覧ください。

s581000@city.ageo.lg.jp <

上尾・伊奈広域ごみ処理事業

環境政策課 ☎775-6925・☎775-9872

西貝塚環境センターが稼働開始から20年以上経過し老朽化しているため、平成30年度に「上尾市伊奈町ごみ処理広域化の推進に関する基本合意書」を締結し、現在、伊奈町と一部事務組合の設立に向けて、事業を進めています。今後は、令和15年度の新施設稼働に向けて下図のとおり事業を進める予定です。なお、新施設の供用開始時には、新たなごみの分別が必要となるため、事前の周知を含めた説明会や暫定的な実施を検討しています。

新たなごみ処理施設の建設と分別収集体制スケジュール

		R5	R10	R15
分別区分などの住民周知	分別区分・排出方法の決定	●		
	住民説明会の実施		●	
	広報・周知		■	
	新たな分別区分の暫定的実施			■
ごみ処理施設の建設	新たな分別区分の本格実施			■
	計画・調査など	■	■	■
	建設工事		■	■

本格実施  
供用開始

※事業の進捗や社会情勢などにより、変動することがあります。

特別児童扶養手当の申請

障害福祉課 ☎775-5123  
☎776-8872

一定の障害のある子どもを育てている人に支給される手当です。

☎ おおむね次の①～③のいずれかに該当する20歳未満の子ども(施設入所者・公的年金受給者を除く)を監護している父母または養育者(所得制限あり)①身体障害者手帳1～3

級・4級の一部の障害、または重度の内科的疾患がある ②療育手帳の判定がA・A・Bである ③精神障害などで①②と同程度である

【支給月額】重度／5万2,400円、中度／3万4,900円 ※申請は平日だけです。詳しくは、障害福祉課へ問い合わせください。



令和5年4月採用予定

# 市職員を募集

職員課  
☎775-5112  
☎775-9819

## 【試験内容】

面接試験の他、活字印刷文による教養試験・専門試験(職種による)・適性検査などを行います。

## 【第1次試験日(面接試験)】

8月18日(木)~20日(土) ※日時は申込締切後、個別にお知らせします。合格者は第2次試験として9月18日(日)に筆記試験を行います。高等学校卒業見込者は、試験日程などが異なるので受験案内で確認してください。

## 【申込方法】

7月29日(金)17時までに、市ホームページから電子申請 ※電子申請が困難な場合は、7月22日(金)までに職員課に連絡してください。 ※受験資格など詳しくは、受験案内(職員課、各支所・出張所、図書館本館にある。市ホームページからダウンロードも可)をご覧ください。消防士、学校給食調理員は申し込み方法などが異なるので市ホームページで確認してください。

## 【職種・採用予定人数】

職種	人数
一般事務	10人程度
一般事務(障害者)	1人
土木	4人
建築	1人
機械	1人
保育士	7人
栄養士	1人
消防士	15人
学校給食調理員	2人

特定保健指導は、生活習慣病にかかる危険度に応じて、医師、保健師、管理栄養士などと自分の生活に見合った目標を立て、生活習慣の改善に取り組みます。特定健診を受けて特定保健指導の対象となった人に「特定保健指導利用券」を郵送します。健康について一緒に考えましょう。

## 特定保健指導のご利用を

保険年金課 ☎78216494  
☎77519827

## 国保・後期高齢者医療 傷病手当金の期間延長

市国民健康保険(国保)または県後期高齢者医療制度(後期高齢者医療)の加入者で、給与の支払いを受けている被保険者が新型コロナウイルスに感染して、仕事を休んだ場合などに支給される傷病手当金の適用期間が、9月30日(金)まで延長されました。

保険年金課(国保給付担当) ☎78216481  
(高齢者医療担当) ☎77515125  
☎77519827

# 新型コロナワクチン関連情報

最新情報は市ホームページをご覧ください。

接種費用 無 料



市ホームページ

## 健康増進課

☎774-1411 ・ ☎776-7355

## 市新型コロナウイルスワクチン接種コールセンター

☎0570-002-203 (毎日9~17時)

## 追加接種(4回目接種)情報

新型コロナワクチンを3回接種した60歳以上の人に順次接種券を送付します。 ※4回目接種を受けるためには、3回目接種から5カ月以上経過している必要があります。

### 基礎疾患がある18~59歳の人などの接種

1・2回目接種の際に基礎疾患などがあると申請をした人には、前回の申請に基づき接種券を送付します。4回目接種から新たに希望する人は、申請が必要です。 **対**基礎疾患がある人など **申**市ホームページの入力フォームへ入力またはコールセンターに電話か申請書(東・西保健センター、市役所1階、各支所・出張所にある)に必要事項を記入して、直接か郵送またはファクスで西保健センター(〒362-0074春日2-10-33)へ



市ホームページ

### 接種券発送スケジュール

3回目接種日	4回目接種券発送日
1月27日まで	6月27日まで
1月28日~2月4日	7月4日(月)
2月5~11日	7月11日(月)
2月12~19日	7月19日(火)
2月20~25日	7月25日(月)

以降も同様に1週間ごとに発送します。

### 該当する基礎疾患など

次の①~⑭の病気や状態の人で、通院中または入院中の人 ①慢性の呼吸器の病気 ②慢性の心臓病(高血圧を含む) ③慢性の腎臓病 ④慢性の肝臓病(肝硬変など) ⑤インスリンや飲み薬で治療中の糖尿病または他の病気を併発している糖尿病 ⑥血液の病気(鉄欠乏性貧血を除く) ⑦免疫の機能が低下する病気(治療や緩和ケアを受けている悪性腫瘍を含む) ⑧ステロイドなど、免疫の機能を低下させる治療を受けている ⑨免疫の異常に伴う神経疾患や神経筋疾患 ⑩神経疾患や神経筋疾患が原因で身体の機能が衰えた状態(呼吸障害など) ⑪染色体異常 ⑫重症心身障害(重度の肢体不自由と重度の知的障害が重複した状態) ⑬睡眠時無呼吸症候群 ⑭重い精神疾患(精神疾患の治療のため入院している、精神障害者保健福祉手帳を所持している、または自立支援医療(精神通院医療)で「重度かつ継続」に該当する場合)や知的障害(療育手帳を所持している場合) ※⑭に該当する人で手帳を所持している人は通院または入院していない場合も対象です

⑮基準(BMI 30以上)を満たす肥満の人

※BMIの計算方法 BMI = 体重kg ÷ (身長m)<sup>2</sup> ※BMIが30の目安:(1)身長170cmで体重87kg (2)身長160cmで体重77kg

⑯その他重症化リスクが高いと医師が認める人

問い合わせ先

**健康被害 救済制度** 西保健センター  
☎774-1411 (平日8時30分~17時)

### ワクチン全般

厚生労働省新型コロナワクチンコールセンター  
☎0120-761-770 (毎日9~21時)

ワクチン接種は強制ではありません。職場や周りの人などに接種を強制することや、接種の有無で差別的な扱いをすることのないようお願いします。

時とき 所ところ 内容 対象 費用・金額 ※記載のないものは「無料」 定員 持ち物  
申申し込み ※記載のないものは「当日、直接会場へ」 問い合わせ

## 国民健康保険税 納税通知書を郵送

保険年金課 ㊟78216471  
㊟77519827

国民健康保険に加入している人に「令和4年度国民健康保険税 納税通知書兼更正(決定)通知書」を、7月上旬に世帯主宛てに郵送します。また、令和4年度から、左表のとおり税率の改正を行いました。

### 【改正後の税率】

	所得割	均等割
医療分	6.8%	28,000円
支援金分	2.0%	11,000円
介護分	2.1%	15,000円
合計	10.9%	54,000円

## 後期高齢者医療保険料額納入 通知書を郵送

保険年金課 ㊟77515125  
〔高齢者医療担当〕 ㊟77519827

後期高齢者医療保険料は、毎年、住民税の確定後に、被保険者本人と世帯主の所得に応じて算定します(本算定)。令和4年度の後期高齢者医療保険料額の決定通知書兼納入通

知書は、7月上旬に郵送します。

保険料は、全ての被保険者に賦課されます。保険料額は被保険者が等しく負担する「均等割額」と、所得に応じて負担する「所得割額」の合計で計算します。保険料率は、2年ごとに改定があり、令和4・5年度の埼玉県の保険料率は、均等割額(年額)4万4,170円、所得割率8・38%です。年間の保険料の限度額は66万円です。

## 第十一回戦没者等の遺族に対する特別弔慰金

福祉総務課 ㊟77515118  
㊟77519846

第十一回特別弔慰金の請求は、令和5年3月31日(金)までです。早めにご手続きをお願いします。㊟次の①～③の全てに該当する人 ①戦没者などの死亡当時の遺族 ②令和2年4月1日時点で「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」などを受ける戦没者などの妻や父母などがいない ③戦没者の遺族に対する特別弔慰金支給法上の「戦没者等の遺族」のうち先順位の遺族1人 **【支給の順位】**(1) 令和2年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得 (2) 戦没者などの子

戦没者などの父母、孫、祖父母、兄弟姉妹 (4) ①～③以外の戦没者などの三親等内の親族(甥、姪などで戦没者などの死亡時まで引き続き1年以上の生計関係を有していた人

**【支給内容】**額面25万円、5年償還の記名国債 **【請求期間】**令和5年3月31日まで ㊟直接、福祉総務課へ ※詳しくは、福祉総務課へ問い合わせください。

## 児童扶養手当の申請・ひとり親家庭等医療費の助成

子ども支援課 ㊟77516819  
㊟77415342

### ■児童扶養手当

父または母と生計を別にしている児童を育成している家庭の生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図るための制度です。㊟おおむね次の①～⑦のいずれかに該当し、18歳の誕生日の属する年度末までの児童(一定の障害がある児童の場合には20歳未満まで)を監督・保護・養育している父または母もしくは養育者(所得制限など一定の要件あり) ①父母が離婚した ②父または母が死亡した ③父または母が重度の障害の状態にある ④父または母に1年以上遺棄されている ⑤父または母が裁判所からドメスティックバイ

オレンス(DV)保護命令を受けた ⑥父または母が法令により1年以上拘禁されている ⑦母が婚姻によらず出産した **【支給額】**左表のとおり

### 【支給額(月額)】

児童数	全部支給	一部支給
1人	43,070円	43,060～10,160円
2人	10,170円	10,160～5,090円
3人以上	6,100円	6,090～3,050円

### ■ひとり親家庭等医療費

医療費の一部を支給することで、ひとり親家庭などの生活の安定と自立を支援し、その福祉の増進を図るための制度です。㊟次の(1)(2)のいずれかに該当する人(所得制限や年齢要件などあり) / (1) 児童扶養手当受給資格者(前記①～⑦に該当する人) (2) (1)以外のひとり親家庭の父または母もしくは養育者と児童 **【助成額】**入院・外来などの各医療保険制度の自己負担額と入院時食事療養標準負担額の2分の1 ※児童扶養手当とひとり親家庭等医療費助成の申請に必要な書類は、申請者の状況によって異なります。事前に子ども支援課に問い合わせください。



## 夏の風物詩

毎年、この時期になると、JR上尾駅やJR北上尾駅周辺のプランターに色とりどりの花が咲いています。

これは「花いっぱい運動」という活動で、ボランティアの皆さまが植えてくださったものです。私も参加させていただき、土の掘り方や、苗の植え方を丁寧に教わりながら、ハワイや沖縄など暑い地域で咲く花として有名な「ハイビスカス」と、夏の太陽の下でも、元気に咲いてくれるかわいらしい色合いの「ポーチュラカ」を植えました。久しぶりの開催ということもあり、参加された皆さまのうれしそうに植え込み作業をしている姿が印象に残りました。

市の顔となる駅周辺を花で飾ることは、明るさと憩いを与えてくれています。車窓からも見るこ



ハイビスカスの植え込み

とができますので、その華やかさに、市民の皆さまはもちろん、多くの来訪者に、大変喜んでいただいています。

どちらの花も、これから暑い夏に向け、季節が感じられる花として鮮やかに咲き誇ると思いますので、ぜひ、皆さまもゆっくりご覧になってみてください。

今年は、各種イベントが徐々に再開され、上尾を代表する夏の風物詩「上尾夏まつり」も3年ぶりに開催されます。心待ちにされていた皆さまも多いと思います。体調管理に十分留意いただき、マスクの着用や、こまめな手指消毒など感染対策をして楽しみましょう。

市長 富士山 稔

# 金婚式典・ダイヤモンド婚式典

高齢介護課 ☎775-5124・☎776-8872

金婚(結婚50年)とダイヤモンド婚(結婚60年)の夫婦を祝福し顕彰するため、合同式典を行います。時 10月15日(土)11~13時(開場/10時30分~) ※申込者数により午前・午後の2部制となる場合があります。  
**所**文化センター 対4月1日から届出書を提出する日まで、夫婦共に引き続き市内に住所があり次の(1)(2)のいずれかに該当する夫婦 (1)金婚/昭和47年中に結婚した (2)ダイヤモンド婚/昭和37年中に結婚した ※結婚記念日(入籍日、結婚式など)としている日付が対象年中であれば対象です。証明書などは不要です。 ※過去に対象となっていて、まだ届け出をしていない夫婦も対象です。 印金婚・ダイヤモンド婚事業対象者届出書(高齢介護課、各支所・出張所にある。市ホームページからダウンロードも可)に必要事項を記入して、8月12日(金)までに直接か郵送またはファクスで高齢介護課(〒362-8501本町3-1-1)か、直接各支所・出張所へ ※送迎バスの利用を希望する人は、「送迎バス利用申込書」も提出してください。バス停留所は右表のとおりです。バスの利用は先着順のため、満席の場合は利用できません。

### 【送迎バス停留所】

東側停留所		西側停留所	
①原市・瓦葺便	原市五区公民館前	③大谷・平方便	大谷支所
	原市集会所		らぼーる上尾入口
	尾山台出張所		平方支所
	瓦葺保育所前		西上尾第二団地(ロータリー)
	原市団地北口		文化センター
	沼南駅前(駅ロータリー)		
②上平便	上新町	④大石便	諏訪神社前
	文化センター		西消防署前
	上郷集会所		西上尾第一団地(ロータリー)
	しらこぼと保育所前		浅間台大公園(北側バックネット付近)
	出荷所前(菅谷1丁目)		井戸木広場
	上平支所		文化センター
東部浄水場南		※時刻は申込者へ通知します。停留所・運行ルートは、申し込み状況により変更します。帰りのバスは、式典終了後に文化センターから出発します。	
文化センター			

## 国民年金保険料免除制度・納付猶予制度

保険年金課 07755137  
077519827

経済的な理由などで国民年金保険料を納付することが困難な場合は、保険料の納付が免除・猶予になる「保険料免除制度」や「納付猶予制度」を申請してください。

### ■保険料免除制度

保険料の全額が免除される「全額免除」と保険料の一部が免除される「4分の3免除」「半額免除」「4分の1免除」があります。 ① 次の①～⑦のいずれかに該当する人(学生を除く) ①本人・配偶者・世帯主の前年の所得が一定額以下 ②天災や失業などにより納付が著しく困難 ③生活保護法による生活扶助以外の扶助などを受けている ④地方税法上の障害者または寡婦(主)で、前年の所得が一定額以下 ⑤東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う被災者 ⑥特別障害給付金を受けている ⑦矯正施設に入所している人で、前年の所得が一定額以下

### ■納付猶予制度

対50歳未満で、本人・配偶者の前年の所得が一定額以下の人、または前記の②～⑦に該当する人

### ■共通事項

【承認の効果】(1)承認期間は老齢基礎年金の受給に必要な期間に含まれる(2)障害・遺族基礎年金の受給対象期間になる ※保険料の一部を免除された場合、免除後の保険料を納付しない月は「未納期間」になります。(3)年金額に一部反映される ※納付猶予制度は、年金額への反映はありません。【申請できる期間】申請日の2年1カ月前から令和5年6月分まで ④ マイナンバーカード(または記載事項に変更がない通知カードと自動車運転免許証などの本人確認ができる物)、年金手帳または基礎年金番号通知書、雇用保険の受給資格者証や離職票の写し(申請理由が失業の場合) ⑤ 直接、保険年金課または各支所・出張所へ ※継続審査の対象でない人は、毎年申請が必要です。

● 追納 承認期間の保険料は10年までさかのぼって納付できます。 ※3年度目を経過した期間の追納には加算金が付きます。 ⑥ 直接、保険年金課へ



## 特別給付金

### ▶低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親以外の子育て世帯分)

子ども支援課 0775-5120  
0774-5342

低所得の子育て世帯を支援するため、給付金を支給します。 ※出生などを除き、すでにひとり親世帯分の給付金を受け取っている人は対象外です。 ※税が未申告の場合は、支給対象にならない可能性があります。 ⑦ 令和4年度分の住民税均等割が非課税で、次の①～⑤のいずれかに該当する人 ①令和4年4月分の児童手当または特別児童扶養手当受給者 ②令和4年4月1日～令和5年2月28日に出生、または新たに児童を養育して児童手当の認定を受けた(国内転入などを除く) ③令和4年5月～令和5年3月分の特別児童扶養手当の認定を受けた ④令和4年3月末時点で平成16年4月2日～平成19年4月1日生まれの児童だけを養育しているまたは令和4年4月1日以降に新たに当該児童を養育した ⑤公務員で令和4年4月分の児童手当受給者 ※ドメスティックバイオレンス(DV)被害で避難している人は子ども支援課に相談してください。【支給額】対象児童1人につき5万円 【支給

日】審査終了後に随時支給 ⑧ ①～③/申請不要 ④⑤/申請書(子ども支援課にある。市ホームページからダウンロードも可)に必要事項を記入して、直接または郵送で子ども支援課(〒362-8501本町3-1-1)へ ※①～⑤のいずれかに該当する新型コロナウイルス感染症の影響で令和4年1月以降に家計が急変し、令和4年度の住民税均等割が非課税相当と認められる人も対象となります。 ※低所得のひとり親世帯分の給付金については、市ホームページをご覧ください。

### ▶住民税非課税世帯等臨時特別給付金

住民税非課税世帯等臨時特別給付金コールセンター  
0775-3548(平日9～17時)

令和4年度住民税非課税世帯などに対して1世帯当たり10万円を給付します。 ⑨ 次の①②のいずれかの世帯 ①令和4年6月1日時点で世帯全員の令和4年度分の住民税均等割が非課税 ②令和4年1月以降、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて収入が急変し、世帯全員の年収見込額が、住民税均等割非課税水準以下 ※世帯全員が、住民税が課税されている他の親族などの扶養を受けている場合は対象外です。 ⑩ ①届いた確認書を返送 ②直接、受付窓口(7月22日(金)まで市役所納税課前、7月25日(月)から1階101会議室)へ ※詳しくは、市ホームページをご覧ください。コールセンターへ問い合わせてください。

### 介護保険負担限度額認定の更新申請

高齢介護課 ☎77516473  
☎77618872

介護保険負担限度額認定の対象になる人は、介護保険施設サービスと短期入所サービスを利用する際、食費と居住費の負担が軽減されます。現在認定を受けている人は、7月31日(日)で有効期限が切れるため、引き続き認定を希望する場合は、再度申請が必要です。 ※申請日を含む月の1日から適用になります。 **【重要】**

介護認定・要支援認定のある人で所得要件などの条件に当てはまる人 ※令和3年8月～令和4年5月に認定を受けている人には、7月上旬までに更新申請案内と申請書を郵送します。 ※詳しくは、更新申請案内をご覧ください。 **【申請】**申請書に必要な事項を記入し、関係書類を添えて、郵送で高齢介護課(〒362-8501本町3-1-1)へ

### 新型コロナウイルス感染症に伴う介護保険料の減免

高齢介護課 ☎77515127  
☎77618872

新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少したことなどにより介

護保険料の納付が困難な場合は、減免を受けることができます。 **【対象】**新型コロナウイルス感染症により世帯の主たる生計中心者が次の①②のいずれかに該当する人 ①死亡または重篤な傷病を負った ②事業収入など(不動産収入、山林収入、給与収入など)の減少が見込まれ、次の(1)(2)の全てに該当する (1)事業収入等のいずれかの減少額(保険金、損害賠償など)により補填されるべき金額を控除した額が前年の10分の3以上 (2)減少が見込まれる事業収入などに係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下 **【減免対象】**令和4年4月1日～令和5年3月31日の間に納期限が到来するもの **【減免額】**①免除 ②計算により減額または免除 ※詳しくは、高齢介護課にお問い合わせください。



### 健康保険証の利用申し込みと 公金受取口座の登録による

行政経営課 ☎775-3963  
☎776-8873

### マイナポイント申込開始

マイナンバーカードの健康保険証としての利用申し込みと公金受取口座の登録によるマイナポイント(各7,500円相当)の申し込みが、6月30日(休)(システムメンテナンスにより開始時間は未定)から開始されます。 **【対象】**9月30日(金)までにマイナンバーカードを交付申請した人(既に持っている人も含む)

●マイナポイント予約・申込支援ブース **【日時】**令和5年2月28日(火)までの(月)～(土)8時30分～17時(6月25日(土)～29日(水)、システムメンテナンス日、閉庁日を除く) **【場所】**市役所1階市民ホール **【持ち物】**マイナンバーカード、利用者証明用パスワード(4桁)、申し込みをする決済サービス事業者が指定する決済サービスIDとセキュリティコード、公金受取口座として登録する金融機関名・店舗名・預貯金種別・口座番号・口座名義人氏名の分かる物 ※マイナポイントの申し込みが可能な決済サービスは、総務省マイナポイント特設サイト(☎<https://mynumbercard.point.soumu.go.jp/>)をご覧ください。 ※決済サービスによっては、マイナポイント申し込み前に事前登録が必要です。事前登録は支援ブースでは行えません。

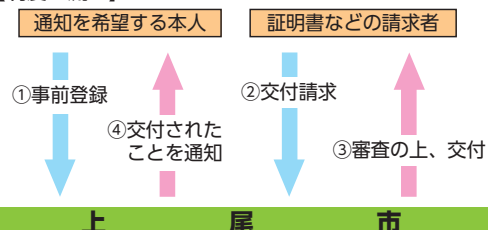
### 本人通知制度

～不正取得を防止するために～

市民課 ☎775-5128・☎775-9827

住民票の写しや戸籍謄本などを代理人や第三者に交付した場合、事前に登録している人に交付年月日、種類、交付通数、交付請求者の種別を郵送でお知らせします。登録をすることで、身元調査など人権侵害の未然防止や委任状の偽造・不正取得の抑止につながります。 **【対象】**住民基本台帳に登録されているか、戸籍に記載されている人 **【申請書】**申請書(市民課、各支所・出張所にある。市ホームページからダウンロードも可)に必要な事項を記入し、本人確認ができる物を用意して直接または郵送で市民課(〒362-8501本町3-1-1)か、各支所・出張所へ ※郵送の場合は、本人確認ができる物の写しを同封してください。

#### 【制度の流れ】



## 新型コロナウイルス感染症に伴う 国民年金保険料の免除

保険年金課 ☎7755137

☎77519827

大宮年金事務所 ☎65213399

ねんきん加入者ダイヤル

☎057010031004

新型コロナウイルス感染症の影響で所得が減少した人は、申請により保険料の納付が免除・猶予となる場合があります。【例】次の①②の全てに該当し、失業や事業の休廃止などに準ずる者と認められる人 ①令和2年2月以降に、感染症の影響で収入が減少 ②令和2年2月～令和4年12月の所得見込額が一定額以下 ※学生納付特例についても、同様の制度があります。詳しくは、保険年金課または大宮年金事務所へ問い合わせてください。【申請できる期間】申請日の2年1カ月前～令和5年6月分 【図】マイナンバーカード（または記載事項に変更がない通知カードと自動車運転免許証などの本人確認ができる物）、年金手帳または基礎年金番号通知書、所得見込額の内容を明らかにできる物 【申請先】接、保険年金課 または大宮年金事務所へ



## 新型コロナウイルス感染症の影響（収入減少、死亡・重篤な傷病）による国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の減免

保険年金課（国保資格・課税） ☎782-6471

（高齢者医療） ☎775-5125

☎775-9827

【例】新型コロナウイルス感染症の影響により、被保険者の属する世帯の世帯主（主たる生計維持者）が次の①②のいずれかに該当する世帯 ①死亡、または重篤な傷病（ICUに入院した、またはECMO・人工呼吸器を使用した）を負った ②収入減少が見込まれ、次の(1)～(3)の全てに該当する (1)事業・不動産・山林・給与収入のうち、いずれかの収入額が、前年（令和3年）に比べて10分の3以上減少する見込み (2)前年の所得の合計額が1,000万円以下 (3)収入減少が見込まれる種類の所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下 ※解雇や雇止めなどにより、非自発的の失業者に係る軽減制度の対象となる場合には、今回の減免と併用して適用できない場合があります。

【減免対象】令和4年度分で、納期限（年金天引きの場合には年金の支払日）が4月1日～令和5年3月31日（金）に設定されている保険税・料 【減免額】①全額 ②減免対象保険税・料額（ $A \times B \div C$ ）に減免割合（下表参照）をかけた金額 ※主たる生計維持者の事業などの廃止や失業の場合の減免割合は、前年の合計所得金額に関わらず、減免対象保険税・料額の全部となります。

【図】

- A：世帯の被保険者全員について算定した保険税・料額
- B：世帯の主たる生計維持者の減少が見込まれる収入に係る前年の所得額
- C：主たる生計維持者と世帯の被保険者全員の前年の合計所得金額

【表】

主たる生計維持者の前年合計所得金額	減免割合
300万円以下	10分の10
400万円以下	10分の8
550万円以下	10分の6
750万円以下	10分の4
1,000万円以下	10分の2

※主たる生計維持者の前年合計所得金額に応じて決まります。

【必要書類】①医師による死亡診断書または診断書などの写し ②収入減少の根拠になる収入の分かる物（給与明細書、預金通帳、帳簿など）の写し、廃業等届出書や離職証明書など（新型コロナウイルス感染症の影響で事業の廃業や失業をした場合）、確定申告書類の控えの写し 【減免申請書】（保険年金課にある。市ホームページからダウンロードも可）、減免に係る申告書（国保だけ）、収入状況報告書（後期だけ）に必要事項を記入し、必要書類を添えて、直接または郵送で保険年金課（〒362-8501本町3-1-1）へ 【申請期間】国民健康保険税納税通知書・後期高齢者医療保険料額納入通知書が届いてから、納期限日まで ※令和3年分の所得が未申告の場合は、確定申告または住民税申告が必要です。 ※詳しくは、保険年金課にお問い合わせください。

介護保険負担割合証を郵送

高齢介護課 ☎77516473  
77618872

要支援・要介護認定などを受けている人に、8月以降の介護保険負担割合証(うぐいす色)を郵送します。介護保険サービス利用時の負担割合が記載されているので、担当の介護支援専門員(ケアマネジャー)に必ず提示してください。【負担割合】  
3 割負担/本人の合計所得金額が20万円以上で、年金収入とその他の合計所得金額の合計が単身で340万円以上または65歳以上の人が2人以上いる世帯で43万円以上の人 2 割負担/次の①②のいずれかに該当する人  
①本人の合計所得金額が160万円以上20万円未満で、年金収入とその他の合計所得金額の合計が単身で280万円以上または65歳以上の人が2人以上いる世帯で340万円以上 ②本人の合計所得金額が20万円以上で、年金収入とその他の合計所得金額の合計が単身で280万円以上340万円未満または65歳以上の人が2人以上いる世帯で340万円以上43万円未満 1 割負担/次の①②のいずれかに該当する人 (1) 40~64歳 (2) 65歳以上で市民税非課税 (3) 生活保護受給者 (4) 3割・2割負担以外

65歳以上の人に  
介護保険料納入通知書を郵送

高齢介護課 ☎775-5127  
FAX776-8872

65歳以上(第1号被保険者)の人に「介護保険料納入通知書(介護保険料額決定通知書)」を7月上旬に郵送します。介護保険料の納め方は、特別徴収(年金天引き)と普通徴収(納付書または口座振替)があり、年額18万円以上の年金(老齢基礎年金・退職年金・遺族年金・障害年金)を受給している人は、原則として年金天引きとなります。※具体的な納め方は、同封のしおりをご覧ください。納付で困ったときは、高齢介護課に相談してください。なお40~64歳の人(第2号被保険者)は、加入している健康保険の保険料(税)と一緒に納めることになっています。詳しくは下表を参照してください。

【介護保険料の納付方法】

第1号被保険者 (65歳以上)	第2号被保険者 (40~64歳)
年金天引き・口座振替・納付書による納付	健康保険料(税)と合わせて納付

※第1号被保険者は高齢介護課へ、第2号被保険者は加入している健康保険組合へ問い合わせてください。



■介護保険料Q&A

Q 介護保険料は、納めなければなりませんか？

A 介護保険制度では、40歳以上の全ての人々が介護保険料を納めることになっています。皆さんが負担する介護保険料は、介護保険事業を運営する大切な財源です。介護が必要となったときに安心して介護サービスを利用するためにも介護保険料の納付は大切です。滞納すると、介護サービス利用時に給付を制限することがあるので注意してください。

Q 介護保険料はどのように決定されますか？

A 前年の本人の所得や世帯の市民税課税状況により決定しています。※詳しくは、介護保険料納入通知書または同封のしおりをご覧ください。

Q 年度の途中で介護保険料が上がる(下がる)のはなぜですか？

A 年金天引きの場合、年6回(偶数月)の納付ですが、当該年度の介護保険料(年額)の決定が7月のため、原則として前半の3回(4・6・8月)は前年度の2月と同額が「仮徴収額」となります。7月に介護保険料(年額)が決定した後、納付済みの「仮徴収額」を差し引いた、残りの介護保険料を後半の3回(10・12・翌年2月)もしくは4回(8・10・12・翌年2月)で調整します。そのため、前年度に比べて介護保険料(年額)が変更となった人や前年度の6月または8月から年金天引きが開始された人などは、当該年度の前半と後半で年金天引き額が異なる場合があります。

Q 年金天引きされていますが、口座振替に変更するにはどうすればいいですか？

A 介護保険料が年金天引きになっている人は、口座振替に変更することはできません。国民健康保険税や後期高齢者医療保険料と異なるので、注意してください。



# 限度額適用認定証の申請

保険年金課(給付) ☎782-6481  
 (高齢者医療) ☎775-5125  
 ☎775-9827

月ごとの医療費(差額ベッド代などの自費負担額を除く)の額が自己負担限度額を超えた場合に、「限度額適用認定証」を提示すると、医療機関での支払いが限度額までになります。 ※限度額は世帯の所得状況に応じて異なります。

## ■国民健康保険加入者

☑次の①②のいずれかの人 ①70歳未満 ②70歳以上で住民税非課税世帯と現役並みⅠ・Ⅱ区分 ☑来庁者の本人確認ができる物(顔写真付きの物は1点、それ以外は2点)、世帯主と手続きが必要な人のマイナンバーが分かる物を用意して直接、保険年金課へ ※現役並みⅢと一般区分の人は、被保険者証兼高齢受給者証が限度額適用認定証と同様の効力があるため申請は不要です。 ※国民健康保険税を滞納していると交付されません。別世帯の人が申請する場合は委任状が必要です。各支所・出張所で、申請・交付はできません。

## ○更新手続き○

既に認定証を持っている人は、認定証の有効期限が7月31日(日)です。更新手続きは7月1日(金)から受け付けます。

## ■後期高齢者医療制度加入者

☑住民税非課税世帯と現役並みⅠ・Ⅱ区分の人 ※事前に電話で対象者か確認することができます。 ☑来庁者と被保険者本人の本人確認ができる物(顔写真付きの物は1点、それ以外は2点)、本人のマイナンバーが分かる物を用意して直接、保険年金課へ ※現役並みⅢと一般区分の人は、被保険者証が限度額適用認定証と同様の効力があるため申請は不要です。 ※同一世帯内に収入がない人や扶養親族として申告している人で、住民税申告をしていない人がいる場合は申告が必要です。各支所・出張所で、申請・交付はできません。

## ○更新手続き○

認定証は毎年8月1日に更新となります。既に発行され、交付要件を満たす人は新しい認定証を7月下旬に郵送します。

## 【限度額適用認定証を提示した場合の自己負担限度額】

(70歳未満)

区分*1	限度額	入院時食事代(1食当たり)
ア 所得901万円超	252,600円 + (医療費 - 842,000円) × 1%	460円*2
イ 所得600万円超901万円以下	167,400円 + (医療費 - 558,000円) × 1%	
ウ 所得210万円超600万円以下	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1%	
エ 所得210万円以下	57,600円	
オ 住民税非課税世帯	35,400円	210円*3

(70歳以上と後期高齢者医療制度加入者)

区分	外来限度額	入院限度額	入院時食事代(1食当たり)
現役並みⅢ 課税所得690万円以上 (認定証は不要)	252,600円 + (医療費 - 842,000円) × 1%		460円*2
現役並みⅡ 課税所得380万円以上 690万円未満	167,400円 + (医療費 - 558,000円) × 1%		
現役並みⅠ 課税所得145万円以上 380万円未満	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1%		
一般 課税所得145万円未満等 (認定証は不要)	18,000円	57,600円	
低所得者Ⅱ*4	8,000円	24,600円	210円*3
低所得者Ⅰ*5		15,000円	100円

※1 所得とは、「基礎控除後の総所得金額等」のことです。

※2 住民税非課税世帯に属する人でも、限度額適用・標準負担額減額認定証を提示しなかった場合、食事代が460円となります。

※3 入院日数が90日を超えた後は、申請により160円になる場合があります。

※4 (国保) 同じ世帯の世帯主および国保被保険者の全員が住民税非課税である世帯の人で、低所得者Ⅰ以外の人。  
(後期) 同じ世帯の全員が住民税非課税である世帯の人で、低所得者Ⅰ以外の人。

※5 (国保) 同じ世帯の世帯主および国保被保険者の全員が住民税非課税で、その全員の所得が0円である世帯の人。  
(後期) 同じ世帯の全員が住民税非課税で、その全員の所得が0円である世帯の人 ※(国保)(後期)のいずれも年金の所得は控除額を80万円として計算、給与所得は給与所得控除に加え10万円を控除した額です。

後期高齢者医療制度

窓口負担割合見直しに伴い新保険証を2回郵送

保険年金課 ☎775-5125  
 (高齢者医療) ☎775-9827  
 県後期高齢者医療広域連合  
 コールセンター ☎0120-085-950  
 (平日8:30~17:15(11月30日(水)まで))

今年度は窓口負担割合の見直しのため、被保険者全員に2回保険証を簡易書留で郵送します。【1回目】7月中旬~下旬/8月1日(月)~9月30日(金)有効の保険証 【2回目】9月中旬~下旬/10月1日(土)~令和5年7月31日(月)有効の保険証  
 ※一部の人は有効期限が異なります。有効期限が過ぎた保険証は、保険年金課または各支所・出張所へ返却するか、はさみなどで切って処分してください。

■負担割合

保険証には、医療機関などで受診する際の窓口負担割合が記載されています。世帯の窓口負担割合は、75歳以上の人※1の令和3年中の課税所得※2や年金収入※3をもとに、世帯単位で判定します。(表1・図1参照)。現役並み所得者(3割負担)でも、収入を考慮した再判定の基準が適用されています(表2参照)。令和4年からは申請書の提出は不要です。

【表1】9月30日までの窓口負担割合の判定

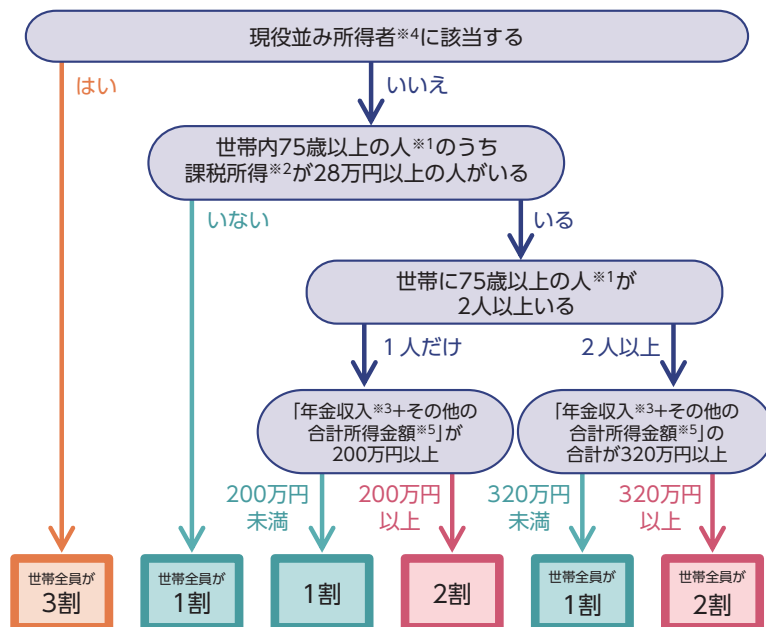
令和4年度住民税課税所得	窓口負担の割合
同じ世帯の被保険者全員が145万円未満	1割
同じ世帯の被保険者のいずれかが145万円以上	3割(現役並み所得者)

【表2】現役並み所得者の窓口負担割合の再判定基準

世帯の状況	必要経費などを差し引く前の収入額の合計	窓口負担の割合	
		(9月30日まで)	(10月1日から)
被保険者が2人以上	被保険者の収入額合計が520万円未満	1割	2割もしくは1割
被保険者が1人	383万円未満		
被保険者が1人(同一世帯内に70~74歳の人がいる)	他の世帯員(70~74歳の人)を含めた収入が520万円未満		

【図1】10月1日からの窓口負担割合の判定

※10月以降の負担割合は、9月頃に判定します。



※1 75歳以上の人、65~74歳で一定の障害の状態にあると広域連合から認定を受けた人です。  
 ※2 課税所得とは住民税納税通知書の「課税標準」の額(前年の収入から、給与所得控除や公的年金等控除、所得控除(基礎控除や社会保険料控除など)を差し引いた後の金額)です。  
 ※3 年金収入に遺族年金や障害年金は含まれません。  
 ※4 課税所得145万円以上で、医療費の窓口負担割合が3割の人です。  
 ※5 その他の合計所得金額とは事業収入や給与収入等から、必要経費や給与所得控除などを差し引いた後の金額のことです。

■窓口負担割合が2割となる人への負担を抑える配慮措置

時10月1日~令和7年9月30日 内窓口負担割合の引き上げに伴う外来医療の負担増加額を1カ月当たり3,000円までに抑える(入院医療費は対象外) ※配慮措置の適用で払い戻しとなる人には、後日、事前に登録されている口座へ高額療養費として払い戻します。 今 回の変更で窓口負担割合が2割となった人

詐欺に注意

書類は必ず郵送します。電話や訪問で口座情報の登録をお願いすることや、ATMの操作をお願いすることはありません。